

令和6年度御宿町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 目的

御宿町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本町の全ての行政組織が発注する物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設とする。

4 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、保健福祉課とする。

5 物品等調達の目標

調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 保健福祉課は、障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各機関に対してその情報を提供する。
- (2) 各機関は、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。